

# 補助事業の概要

平成22年10月27日  
財団法人JKA

## 1. 競輪・オートレース事業の概要

- 競輪事業・オートレース事業はそれぞれ、自転車競技法・小型自動車競走法に基づき

- (1) 自転車・小型自動車その他機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化
- (2) 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興を図ること
- (3) 地方財政の健全化

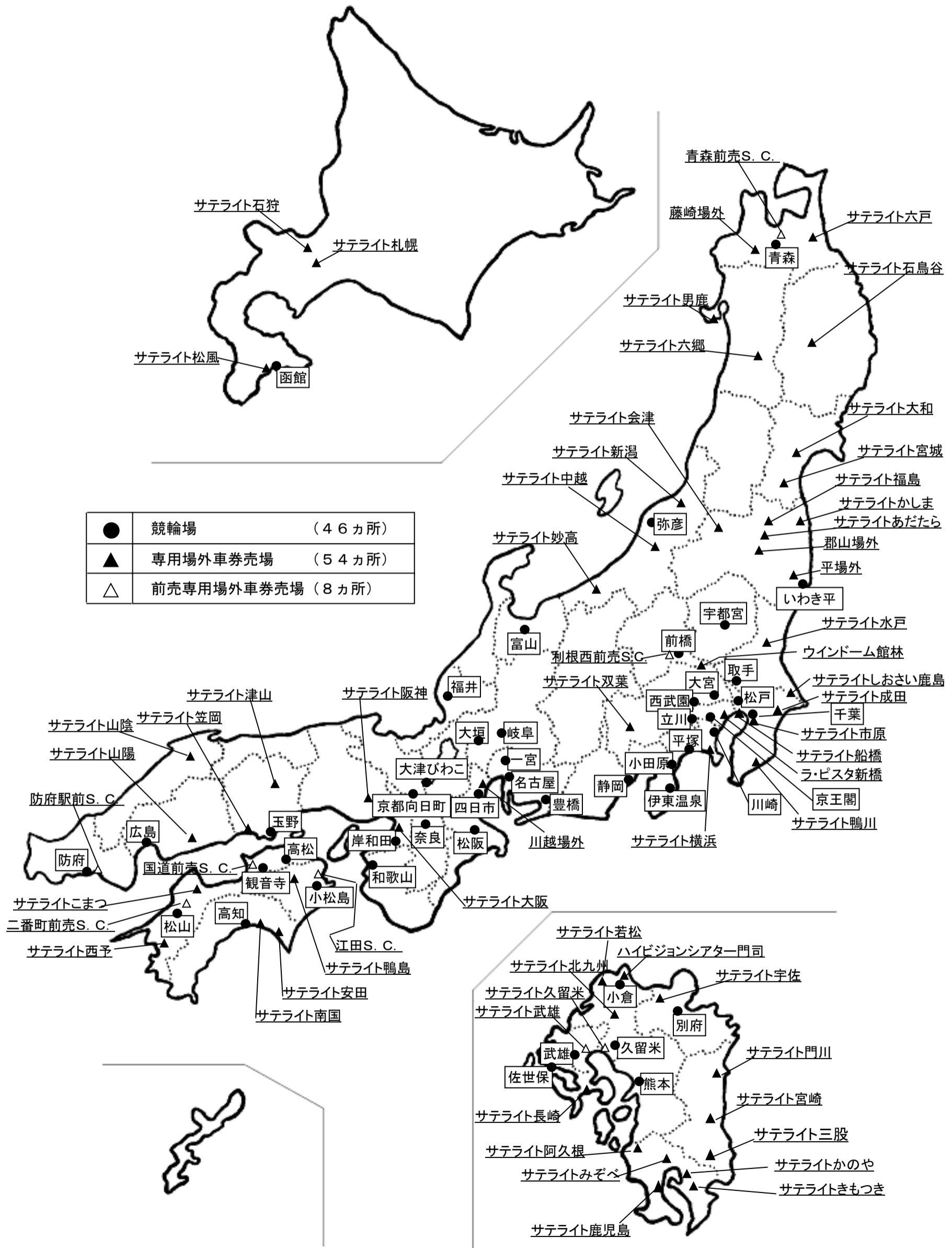
を目的として、都道府県並びに総務大臣に指定された市町村が実施している。

- 競輪競走は全国46箇所の競輪場で実施されており、場外車券売場については（専用場外・前売専用場外合わせて）62箇所が存在している。

また、オートレース競走は全国6箇所のオートレース場で実施されている。

（平成22年4月現在）

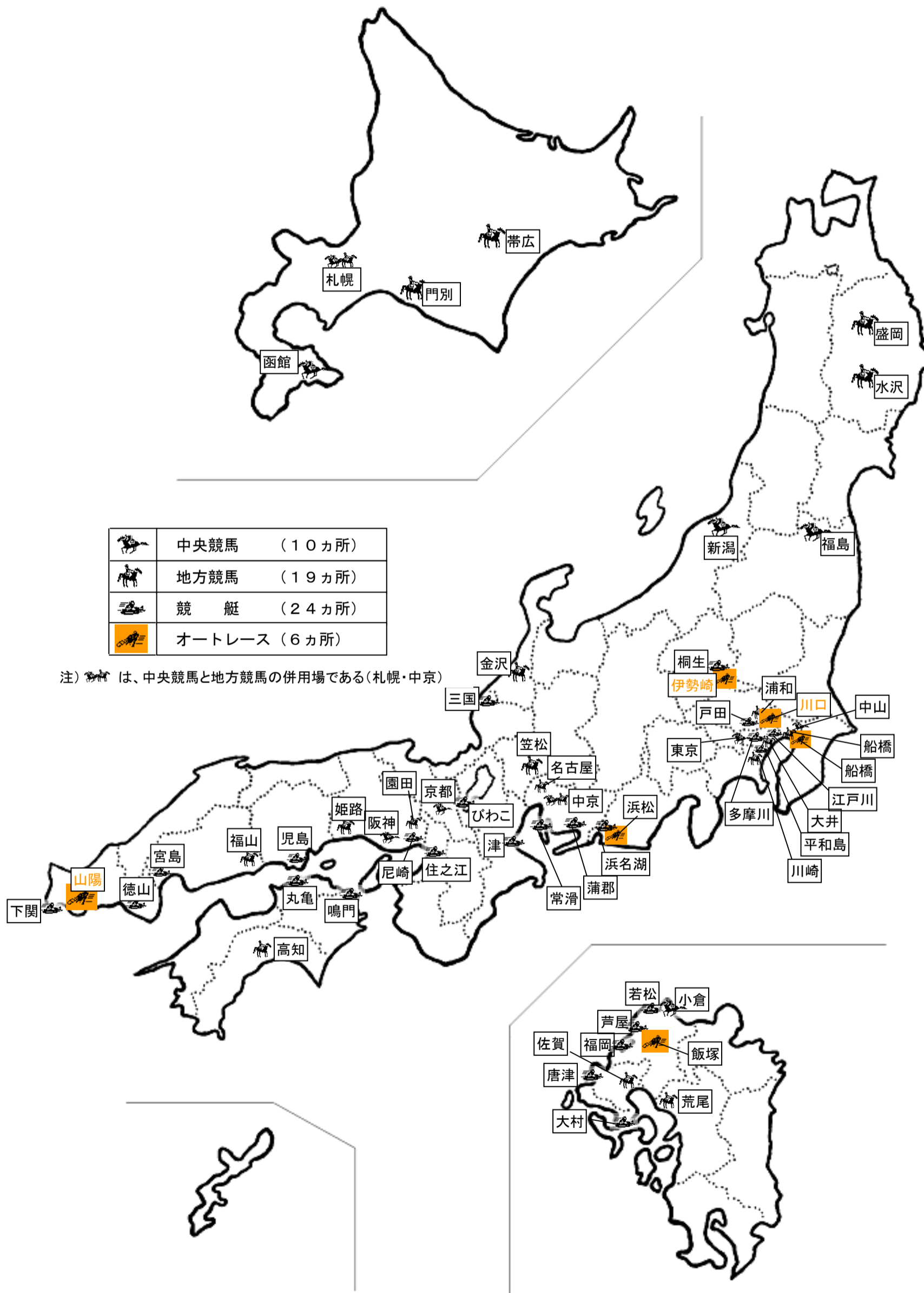
競輪場・場外車券売場分布図



# 参考2. オートレース場分布図

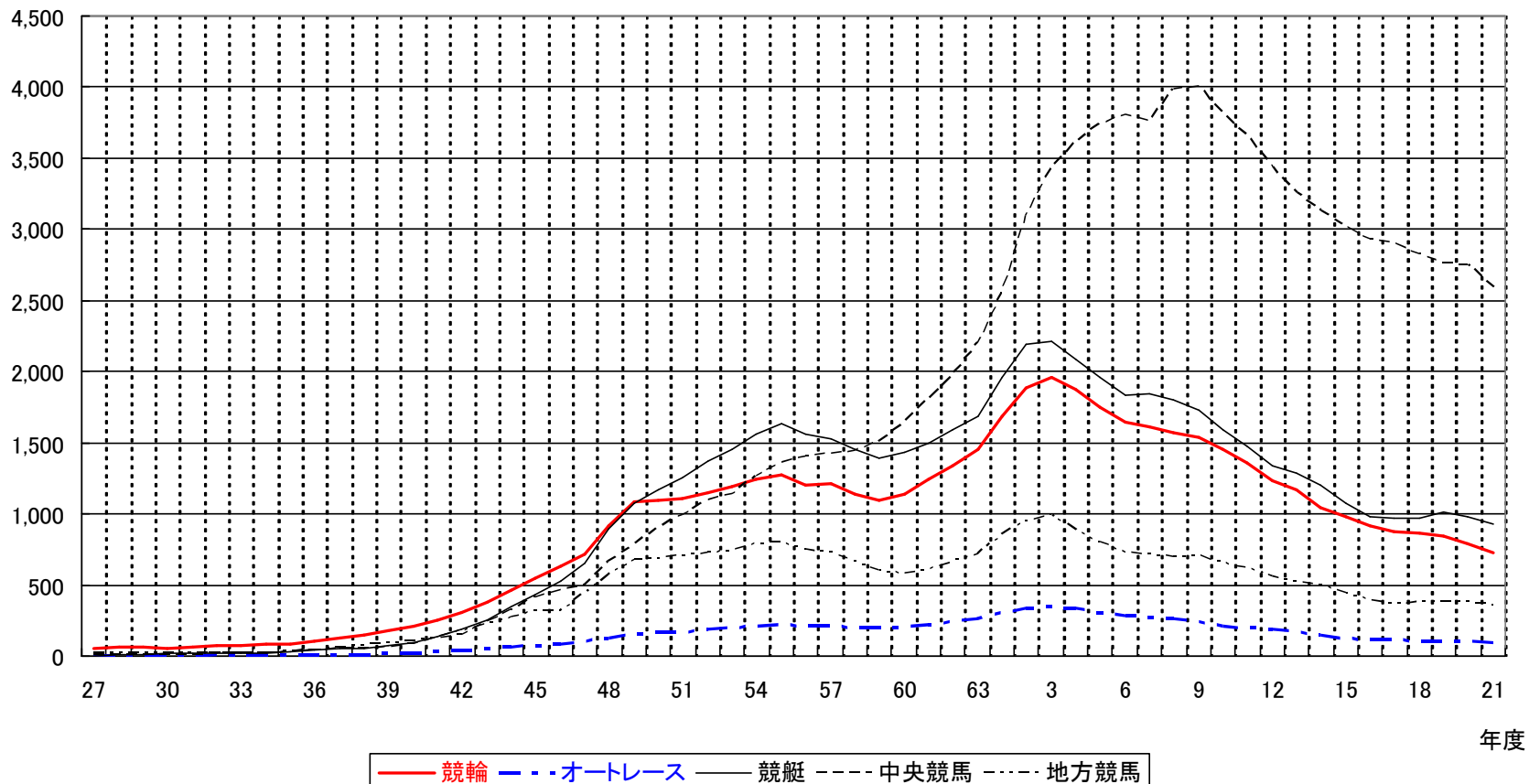
(平成22年4月1日現在)

オートレース場分布図



## 2. 公営競技の年度別売上額の推移

(単位:10億円)



平成 21 年度各公営競技売上額

競輪 : 7275 億 (91.9%)

オート : 972 億 (92.7%)

競艇 : 9257 億 (94.7%)

中央競馬 : 2兆5900 億 (94.2%)

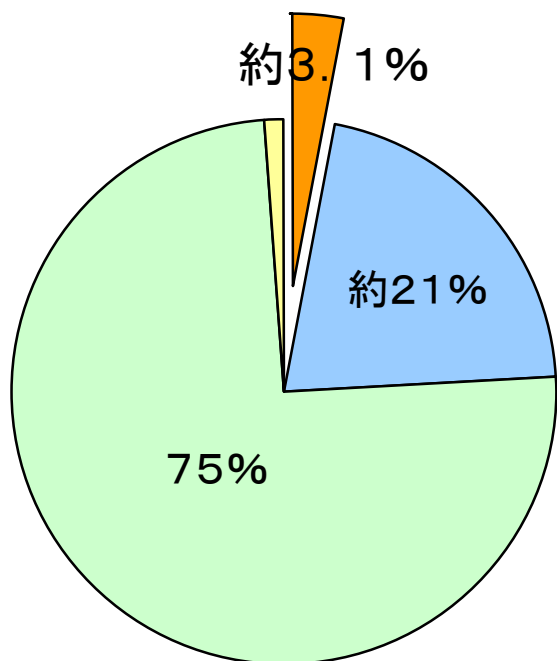
地方競馬 : 3634 億 (96.7%)

※ ( ) は前年度比

### 3. 財団法人JKAについて

財団法人JKAは、自転車競技法・小型自動車競走法に基づき、競走実施方法の制定、選手・審判員・自転車・競走車の登録、選手のあっせんなど競輪・オートレースの公正かつ円滑な実施を図るための活動と、機械工業の振興、体育事業その他公益の増進を目的とする事業に対する補助事業を行っている。

#### 4-1. 車券売上金の使途（競輪）



- JKAへの交付金: 約3.1%
- 競輪施行者の収入: 約21%
- 的中車券への払戻: 75%
- 地方公営企業等金融機関への納付金: 約1%

#### ※ JKAへの交付金（平成21年度実績）

機械工業振興補助事業：1.50%（1号資金）  
体育、社会福祉等公益事業振興補助事業 1.34%（2号資金）  
競輪・オートレースの公正円滑な実施を図る為の事業：0.27%（3号資金）

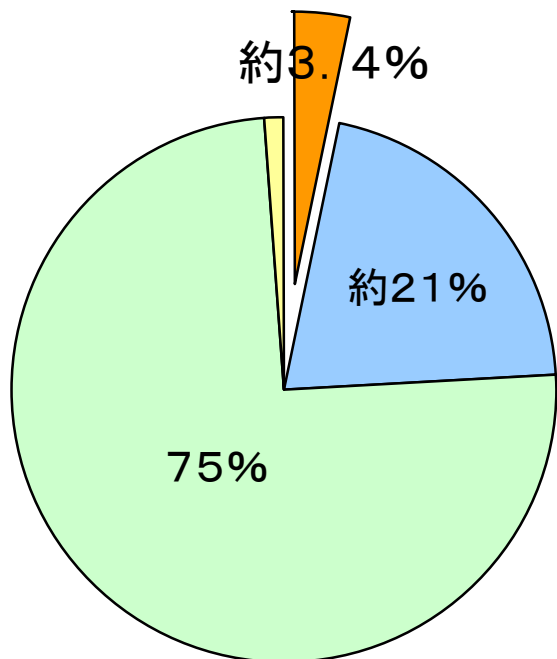
#### ※ 競輪施行者の収入について

競輪施行者は収入から開催経費（場内職員等の人件費、選手の賞金、広告宣伝費など）を支払う。

#### ※ 地方公営企業等金融機関への納付

地方財政法に基づき、施行者は車券売上の約1%を納付する。

## 4-2. 車券売上金の使途（オートレース）



- JKAへの交付金: 約3.4%
- オートレース施行者の収入: 約21%
- 的中車券への払戻: 75%
- 地方公営企業等金融機関への納付金: 約1%

### ※ JKAへの交付金（平成21年度実績）

機械工業振興補助事業：1.66%（1号資金）  
体育、社会福祉等公益事業振興補助事業：1.28%（2号資金）  
競輪・オートレースの公正円滑な実施を図る為の事業：0.5%（3号資金）

### ※ オートレース施行者の収入について

オートレース施行者は収入から開催経費（場内職員等の人件費、選手の賞金、広告宣伝費など）を支払う。

### ※ 地方公営企業等金融機関への納付

地方財政法に基づき、施行者は車券売上の約1%を納付する。



## 5. 競輪・オートレースを実施できる法的根拠

本来ならば賭博罪にあたる競輪・オートレースは、それぞれ自転車競技法第1条第1項（※1）・小型自動車競走法第1条（※2）に定める

- （1）自転車・小型自動車その他機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化を図ること
- （2）体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興を図ること
- （3）地方財政の健全化を図ること

という3つの施行目的を達成することにより、違法性が阻却されている。

施行者からJKAが受け取った交付金は、上記（1）（2）の目的達成のための資金となっている。

※1「都道府県及び人口、財政等を勘案して総務大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）は、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため、この法律により、自転車競走を行うことができる。」

※2「この法律は、小型自動車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るために行う小型自動車競走に関し規定するものとする。」

## 6. 売上額及び補助金額（競輪＋オートレース）

平成18年度～平成22年度

表1 売上額（競輪・オートレース合計）

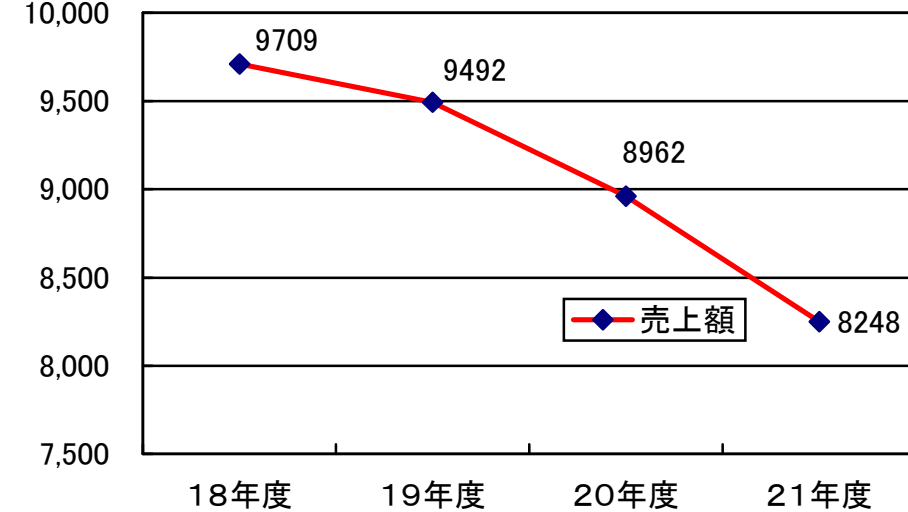
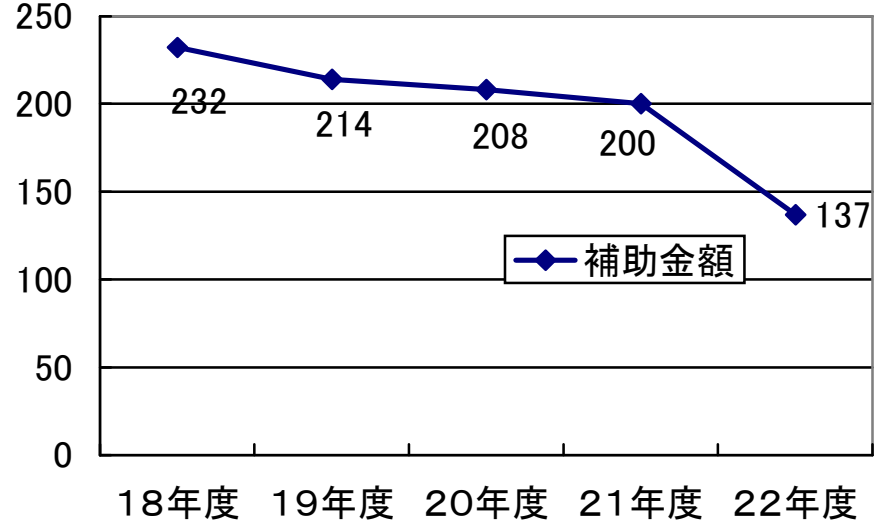


表2 補助金額（競輪・オートレース合計）



※18年度～21年度は決定額、22年度は内定額

参考資料 売上額・補助金額内訳（22年度補助金額は内定額）

(単位) 億円	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度
	売上額	補助金額	売上額	補助金額	売上額	補助金額	売上額	補助金額	補助金額
競輪	8,610	214	8,400	205	7,913	198	7,275	190	129
オート	1,098	18	1,091	9	1,049	10	972	10	8
合計	9,708	232	9,491	214	8,962	208	8,248	200	137

## 7. 機械の補助事業 実例 公設工業試験研究所(公設試)の設備拡充補助事業



RINGIRINGIプロジェクト  
競輪 & オートレースの補助事業



### 公設試とは？

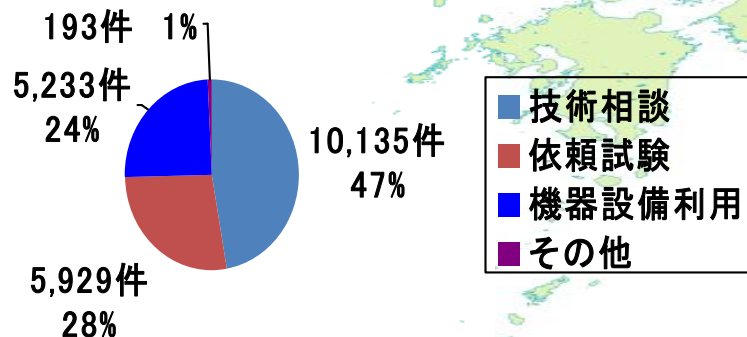
47都道府県立(一部独法、市立あり)の機関で、**全国に50前後の施設がある。**

業務内容は、中小企業の技術支援として

- ①技術相談
- ②依頼試験
- ③機器設備利用

を行うほか、

④企業・大学等との共同・受託研究  
にも取り組み、地域産業の振興に貢献している。



【例】福井県工業技術センター実績(平成20年度)



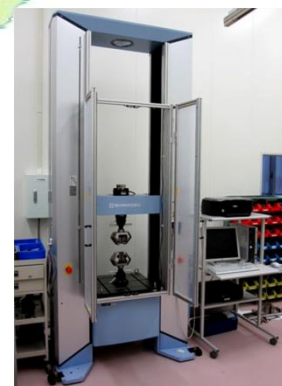
写真は茨城県公設試センター

### JKA補助事業

昭和34年度以降、半世紀にわたって公設試の機器整備を補助し、機械工業の振興に貢献している。

年度	事業者	機器	補助額
18年度	45事業者	103機器	6.2億円
19年度	48事業者	118機器	6.1億円
20年度	44事業者	99機器	6.0億円
21年度	49事業者	103機器	7.1億円
22年度	46事業者	100機器	6.0億円

5年間で延べ232事業者、523機器、31.3億を補助



万能試験機



マイクロビッカース硬さ試験機

\* 補助対象機器の一例

## 8. 公益の補助事業 実例



福祉車両

18年度	87法人	87台	1.5億円
19年度	234法人	234台	4.1億円
20年度	304法人	304台	5.2億円
21年度	308法人	308台	5.2億円
22年度	344法人	344台	5.8億円

5年間で延べ1,277法人、1,277台、21.8億を補助



JKAは、福祉車両(リフト付、助手席が回転する等、障害者が利用しやすい設備がとりつけられている車両)に力を入れており、最近5年間で1277台の補助を実施した。



検診車

18年度	16法人	21台	3.5億円
19年度	28法人	33台	6.0億円
20年度	28法人	34台	6.2億円
21年度	24法人	30台	5.2億円
22年度	26法人	34台	5.5億円

5年間で延べ122法人、152台、26.4億を補助



施設各種の建築(児童養護、高齢者、障害者対応施設等)

18年度	86法人	89施設	28.2億円
19年度	46法人	50施設	20.6億円
20年度	48法人	55施設	20.1億円
21年度	42法人	44施設	18.3億円
22年度	36法人	39施設	12.5億円

5年間で延べ258法人、277施設、99.7億を補助